

全体についての消防計画 目次

目次	備考
1 目的と適用範囲	
2 全体についての防火管理業務の一部委託について	
3 管理権原者の責務と統括防火管理者の選任	
4 統括防火管理者の権限と責務	
5 各事業所の防火管理者の責務	
6 点検及び検査等	
7 従業員の遵守事項	
8 工事中の安全対策	
9 放火防止対策	
10 避難施設の維持管理等	
11 自衛消防活動対策	
12 震災対策	
13 警戒宣言が発令された場合の対策	
14 津波に係る地震(南海トラフ地震等)対策	
15 教育	
16 訓練	
17 附則	

別表 1	防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表	
別表 2	自衛消防隊の編成と任務(本部隊)	
別表 3	休日、夜間の自衛消防組織編成	
別図 1	管理権原の範囲を明示する図(各階平面図)	

(備考)

(作成時の注意事項)

- 1 実態に合わせて、追記又は削除を行ってください。

# 全体についての消防計画

対象物全体の収容人員 \_\_\_\_\_  
対象物全体の延べ面積 \_\_\_\_\_

作成日: 年 月

## 1 目的と適用範囲

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、\_\_\_\_\_の全体についての防火管理業務に必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、\_\_\_\_\_に勤務し、出入りする全ての者、及び、防火管理業務の一部を受託している者に適用する。

なお、各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、平面図等により明確に示すものとする。

## 2 全体についての防火管理業務の一部委託

※ 防火管理業務の一部委託 [ 該当 ・ 非該当 ]

(1) 防火管理業務の一部委託について該当の場合は以下のとおりとする。

防火対象物全体についての防火管理業務の一部を\_\_\_\_\_に委託する。

(2) 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。

## 3 管理権原者の責務と統括防火管理者の選任

(1) 各事業所の管理権原者は、その権原が及ぶ範囲の消防計画を防火管理者に作成させ、防火管理上必要な業務を実施させる。

(2) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

(3) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

(4) 統括防火管理者は、\_\_\_\_\_とする。

## 4 統括防火管理者の権限と責務

(1) 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する。

ア 防火対象物の全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。

イ 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

ウ 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

エ 各事業所の防火管理者に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。

オ 火気使用の制限及び禁止に関すること。

カ その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関すること。

(2) 統括防火管理者は、防火管理者に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示する

ことができる。

(3) 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知する。

## 5 各事業所の防火管理者の責務

- (1) 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。
- (2) 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するように、各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。
- (3) 各事業所の防火管理者は、相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

## 6 点検及び検査等

(1) 各種点検及び検査は、次による。

ア 防火対象物定期点検 [ 該当 ・ 非該当 ]

防火対象物定期点検該当の場合、防火対象物の法定点検は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

(ア) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、\_\_\_\_\_の責任により行い、\_\_\_月と\_\_\_月の年2回実施する。

(イ) 点検を実施する場合は、\_\_\_\_\_が立ち会う。

ウ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査

(ア) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、共用部分については、\_\_\_\_\_、各事業所の管理権原の及ぶ範囲については、各事業所の責任により行う。

(イ) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の計画による。

(ウ) 統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、併せて実施するように各事業所の防火管理者に指示する。

エ 建物等の調査及び検査等

(ア) 建築基準法第12条に定める定期調査は、\_\_\_\_\_の責任により行う

(イ) 前アの調査を実施する場合は、統括防火管理者及び検査を行う部分の各事業所の防火管理者が立会う。

(ウ) 建物、火気設備器具、避難施設及び防火設備等の自主検査は、共用部分については、\_\_\_\_\_の責任により行い、各事業所の占有部分については、各事業所の責任により行う。

(エ) 前アからウに規定する調査等の方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき行う。

(2) 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておく。

(3) 不備欠陥箇所の改修

ア 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検並びに建物等の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第8条各号の責任範囲により各事業所の管理権原者が行う。

イ アの点検等を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合は、各事業所の防火管理者は改修計画を樹立し、改修を行う。

## 7 従業員の遵守事項

当該建物に勤務し出入りする者が、火気を使用する場合及び避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定める。

## 8 工事中の安全対策

複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該事業所の管理権原者のうち主要な者（以下「代表管理権原者」という。）は、統括防火管理者及び当該工事を行う各事業所の防火管理者が協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出をする。

## 9 放火防止対策

(1) 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は次の対策を推進する。

- ア 防火対象物内外の可燃物等の除去
- イ 物置、空室、ゴミ集積所等における施錠管理の徹底
- ウ 挙動不審者の監視
- エ その他必要な事項

## 10 避難施設の維持管理等

- (1) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、収容人員の管理及び避難通路の確保に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- (2) 統括防火管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとし、防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。
- (3) 危険物施設の保安管理及び保安体制については、各事業所の管理権原者の責任において定める。

## 11 自衛消防活動対策

(1) 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるために、次により編成される自衛消防隊を設置する。

ア 本部隊

本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、これに必要な人員は各事業所が分担する。

イ 地区隊

(ア) 地区隊は、\_\_\_\_\_単位としてそれぞれ消火、通報連絡、避難誘導等の各担当を設け、その編成と任務は各事業所の消防計画に定める。

(イ) 自衛消防隊長は\_\_\_\_\_とし、地区隊の隊長は\_\_\_\_\_が定める。

(ウ) 自衛消防隊長は、その任務の代行者を定める。

(エ) 本部隊の組織及び任務は、別表2によるものとし、その編成は自衛消防隊長が定める。

(2) 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各管理権原者が共同して整備する。

ア 装備品等

(ア) 本部隊

消火器	本	ヘルメット	個
トランシーバー	台	携帯用照明器具	個
携帯用拡声器	台	担 架	基
ラジオ	台	ロープ	本

イ 地区隊の装備は、各事業所の消防計画等による。

ウ 本部隊の装備品等は、\_\_\_\_\_に保管し、維持管理する。

(3) 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。また、自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の一切の権限を付与する。

(4) 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮総括する。また、地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(5) 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

ア 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。

(ア) 本部隊の活動は、防火対象物内すべての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して、災害活動にあたる。

(イ) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は各事業所の消防計画に定める。

イ 火災等が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。

ウ 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が、防火対象物の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(6) 休日、夜間等における自衛消防隊組織は、別表3に示すところによる。

ア 休日、夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。

(ア) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内の残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火管理者等の関係者に別に定める緊急連絡網により急報する。

(イ) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、逃げ遅れ等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

イ 休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

## 12 震災対策

(1) 統括防火管理者は、建物全体における地震に備えての予防措置として、事業所間の連携、消火器の増強、救出用の資器材の準備、保管等必要な措置を講ずる。

(2) 各事業所の防火管理者等は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置について、各事業所の消防計画に定める。

(3) 地震発生後、統括防火管理者は、本部隊に被害に対する応急措置を行わせる。

- (4) 各事業所の防火管理者は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の点検の結果を統括防火管理者に報告する。
- (5) 各事業所は、情報収集、初期救助、初期救護、帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。
- (6) 地震時の出火防止、消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害の最も大きい箇所を優先とするほか、情報収集、避難誘導については次による。
  - ア 情報収集
    - (ア) 本部隊の指揮班員及び通報連絡班員は、周辺の被害状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講ずる。
    - (イ) 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の被害状況を指揮本部に報告する。
  - イ 避難誘導
    - (ア) 本部隊の避難誘導班員は、\_\_\_\_\_の一次避難場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し、指定避難場所へ誘導する。
    - (イ) 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の従業員等を\_\_\_\_\_の一次避難場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。
- (7) 統括防火管理者は、地震災害の各種予防対策、地震発生時の活動等及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合に、各防火管理者に対して指示、命令又は報告を求めることができる。
- (8) 統括防火管理者は、大規模な地震発生地震予知情報又は警戒宣言が発令された場合は、代表管理権原者に報告するとともに、各事業所の管理権原者等に周知する。

### 13 警戒宣言が発令された場合の対策

- (1) 東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合の自衛消防の組織の編成及び任務は、別表2の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。
- (2) 各事業所の防火管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次により防火対象物内の在館者等に情報の伝達を行う。
  - ア 情報の伝達に先立ち、自衛消防隊の地区隊の避難誘導担当を退館者の誘導に必要な場所に配置する。
  - イ アの配置完了後、在館者等に放送設備を活用して別記2の放送文例により情報を伝達する。
- (3) 各事業所の防火管理者は、警戒宣言が発令されて、避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。
  - ア 本部隊の避難誘導班は、放送設備を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。
  - イ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。
  - ウ 地区隊の避難誘導担当は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置する。
  - エ 地区隊の避難誘導担当は、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明に示し、誘導する。
  - オ 地区隊の避難誘導担当は、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を本部に連絡する。
- (4) 施設の点検及び整備並びに応急対策
  - ア 本部隊の消火班は、防火対象物及び附属設備（看板、装飾塔等）の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。
  - イ 本部隊の安全防護班は、事業所に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を

行う。

ウ 地区隊の消火担当は、事業所が管理する危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒、落下、浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。

エ 地区隊の安全防護担当は、各事業所のオフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

(5) 各事業所の防火管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。

ア 火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。

イ 被害拡大防止

(ア) 窓ガラス等の破損及び散乱防止措置

(イ) オフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置

(ウ) 避難通路の確保

(エ) 非常口の開放

(6) 統括防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施するものとする。

ア 大規模地震対応総合訓練

イ 部分訓練

(ア) 指揮訓練

(イ) 避難訓練

(ウ) 救出救護訓練

(エ) 安全防護訓練

ウ その他の訓練

---

---

---

(7) 統括防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の教育を実施するとともに、防災意識の啓発を図るための広報活動を行うものとする。

ア 警戒宣言発令時の対応

イ 在館者が守るべき事項

ウ その他警戒宣言発令時の安全確保のために必要な事項

---

---

---

## 14 津波に係る地震(南海トラフ地震等)対策

(1) 各事業所の防火管理者は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努めるとともに地震が発生した場合には、直ちに当該受信体制を強化する。

(2) 津波に係る情報が発表された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表2の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。

(3) 各事業所の防火管理者は、(1)により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに放送

設備を活用して在館者に伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。

(4) 統括防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施する。

ア 大規模地震対応総合訓練

イ 部分訓練

(ア) 高所避難訓練

(イ) 指揮訓練

(ウ) 救出救護訓練

(エ) 安全防護訓練

ウ その他の訓練

---

---

---

(5) 統括防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、迅速かつ適切な活動ができるよう必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

ア 津波の発生が予測される場合の対応

イ 在館者が守るべき事項

ウ その他津波からの安全確保のために必要な事項

---

---

---

## 15 教育

(1) 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、定期的に防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

(2) 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

(3) 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対し、次の教育を行う。

ア 本計画等の周知徹底

イ 各事業所の責任範囲とその業務

ウ 自衛消防隊の編成とその任務

エ 消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・防災設備等の機能及び取扱要領

オ 震災対策に関する事項

カ その他防火管理上必要な事項

(4) 自衛消防組織の設置（消防法8条の2の5）に、該当の場合、防災設備の監視・操作等の業務に従事する者は、自衛消防業務に関する講習を修了した者とする。

(5) 管理権原者は、計画的に各講習修了者を育成し、講習受講の促進を図るものとする。

## 16 訓練

(1) 全体の訓練について

- ア 統括防火管理者は、防火対象物全体における訓練を計画し実施する。
- イ 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者に対し、訓練の参加を促すことができる。
- ウ 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(2) 訓練の内容は、次の要領で実施する。

- ア 防火対象物全体で行う訓練は、自衛消防隊本部隊と地区隊が一体となって\_\_\_\_月と\_\_\_\_月の年2回実施する。
- イ 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防署長に通報する。
- ウ 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施した結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

## 17 附則

この計画は、 年 月 日から施行する。

### 別表 1

#### 防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況

年 月 日現在

再受託者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部	通報承認	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (承認番号 )
全体についての防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕		受託者が再委託する場合記入	
氏名 (名称)			
住所 (所在地)			
電話番号			
担当事務所			
所在地			
電話番号			
<small>ついての防火・防災管</small> <small>業務の範囲及び方法</small>	常駐	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	方法	常駐場所	

		常駐人員		
		委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		
巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> その他 ( )	
		巡回回数		
		巡回人員		
		委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 同左
		<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> その他 ( )	
		現場確認要員の待機場所		
		到着所要時間		
		委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		

(備考) 「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

(注) 通報登録番号とは、即時通報など行う警備会社等で相模原市消防局に登録された番号。(未登録は記入不要)

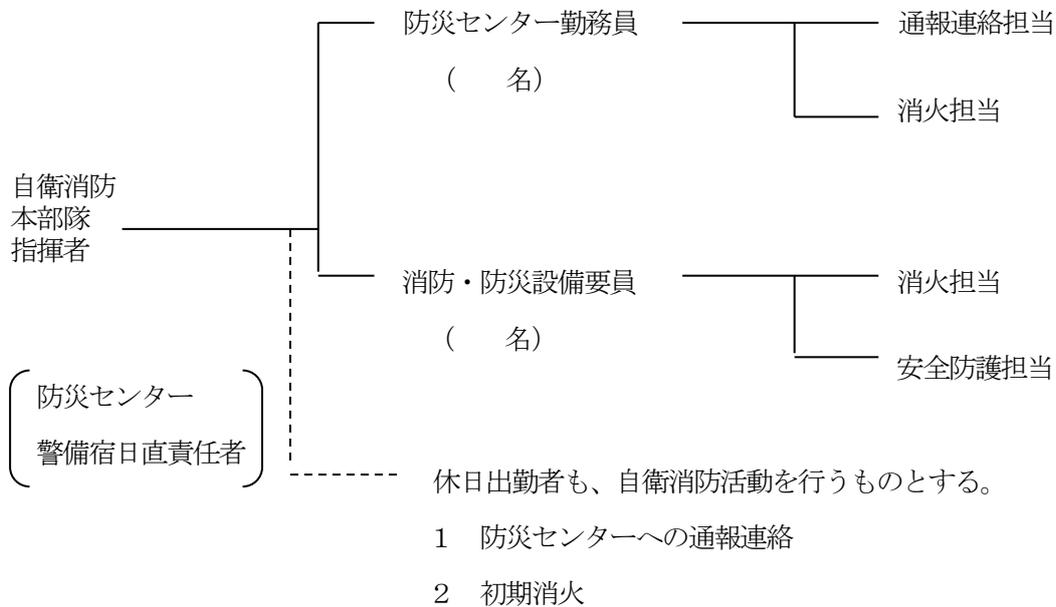
自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

別表 2

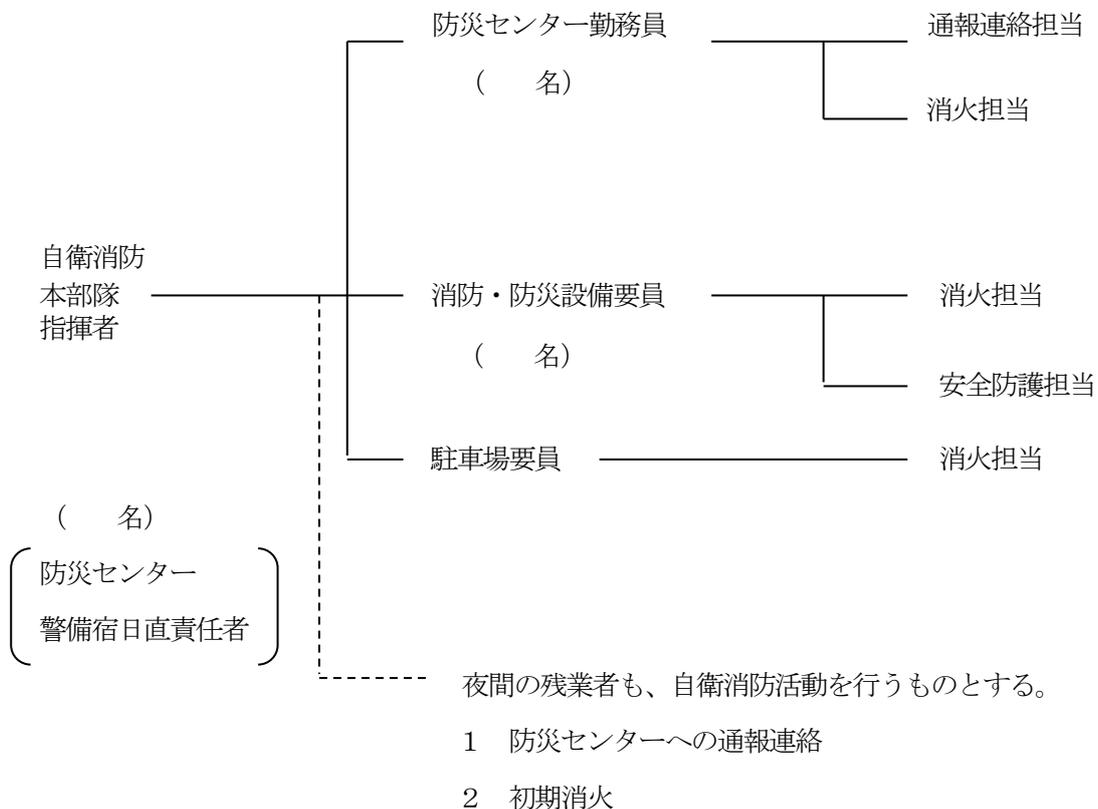
自衛消防隊長 _____（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。） 隊長の代行者兼副隊長 _____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）				
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
			組織編成	任 務
指揮班	_____	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達及び情報の収集 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項	指揮班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査
通報連絡班	_____	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常通報及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による）	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
初期消火班	_____	1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置班として編成する。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
避難誘導班	_____	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	上記の初期消火班の任務に同じ。
安全防護班	_____	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。
応急救護班	_____	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

休日、夜間の自衛消防組織編成

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



管理権原の範囲を明示する図（各階平面図）

